

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕新旧対照表

現行		改定案	
【金融検査マニュアル及び検証ポイント】		【金融検査マニュアル及び検証ポイント】	
項目	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)	検証ポイント	(金融検査マニュアル) 資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」(別表1)
項目	1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証		1. 債権の分類方法 自己査定結果の正確性の検証
(3)債務者区分	(略)	<p>1. 代表者等との一体性</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。</p> <p>したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容について、次のような点に留意し検討する必要がある。</p> <p>なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関</p>	<p>1. 代表者等との一体性</p> <p>中小・零細企業等の場合、企業とその代表者等との間の業務、経理、資産所有等との関係は、大企業のように明確に区分・分離がなされておらず、実質一体となっている場合が多い。</p> <p>したがって、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、当該企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容について、次のような点に留意し検討する必要がある。</p> <p><u>ただし、代表者等との一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている企業の取扱いについては、「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)を踏まえる必要があることにも留意する。</u></p> <p>なお、代表者等には、例えば、代表者の家族、親戚、代表者やその家族等が経営する関</p>

現行		改定案	
	<p>係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容 代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。 なお、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない。 また、当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等 イ. 例えば、企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。 ロ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認する。</p>		<p>係企業等当該企業の経営や代表者と密接な関係にある者などが含まれる。</p> <p>(1) 企業の実態的な財務内容 代表者等からの借入金等については、原則として、これらを当該企業の自己資本相当額に加味することができるものとする。 なお、代表者等が返済を要求することが明らかとなっている場合には、この限りではない。 また、当該企業に代表者等への貸付金や未収金等がある場合には、その回収可能性を検討し回収不能額がある場合には当該企業の自己資本相当額から減額する。</p> <p>(2) 代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容等 イ. 例えば、企業が赤字で返済能力がないと認められる場合であっても、代表者等への報酬や家賃等の支払いから赤字となり、金融機関への返済資金を代表者等から調達している場合があるので、赤字の要因や返済状況、返済原資の状況を確認する。 ロ. 代表者等の収入状況については、個人については個人収支や資金繰り等、関係企業については企業収支や資金繰り等により確認する。</p>

現行		改定案	
	<p>ハ. 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産（処分可能見込額）等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</p> <p>なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。</p> <p>（また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。）</p> <p>（注）当該借入金等の確認については、</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 検証ポイントに関する運用例の留意事項の2. を参照。</p> <p>上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、あるいは金融機関の業務日誌等により確認する。（ただし、代表者等が保証人となっている場合は意思確認は不要）</p>		<p>ハ. 代表者等の預金や有価証券等の流動資産及び不動産（処分可能見込額）等の固定資産については、返済能力として加味することができる。</p> <p>なお、その場合に、代表者等に係る借入金がある場合にはその額を控除する。</p> <p>（また、代表者の第三者に対する保証債務の有無についても勘案する。）</p> <p>（注）当該借入金等の確認については、</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 検証ポイントに関する運用例の留意事項の2. を参照。</p> <p>上記の場合において、代表者等の支援の意思の確認については、当該代表者等の確認書、あるいは金融機関の業務日誌等により確認する。（ただし、代表者等が保証人となっている場合は意思確認は不要）</p>